

---

# フットサル登録規程

---

## [目的]

第1条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）並びに地域サッカー協会、都道府県サッカー協会及び本協会に加盟する各種連盟（以下総称して「本協会加盟団体」という）が主催するフットサル大会（以下「大会」という）における登録（以下「フットサル登録」という）に関する事項について定める。

## [登録]

第2条 本協会又は本協会加盟団体が主催する大会に出場する全ての選手及びチームは、本規程に定めるところに従い、フットサル登録を実施しなければならない。

2. 本協会又は本協会加盟団体が後援する大会においても、フットサル登録を実施することを原則とする。

## [登録の種類]

第3条 フットサル登録の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人登録
- (2) 大会毎のチーム登録

## [個人登録]

第4条 個人登録されている選手に限り、大会に出場することができる。

2. 個人登録の手続きは、本協会が指定する「フットサル個人登録票」を提出し、以下に定める「個人登録料」を納付することにより行う。

|              |        |
|--------------|--------|
| (1) 15歳以上の選手 | 1,000円 |
| (2) 15歳未満の選手 | 500円   |

3. 前項各号に定める年齢は、当該年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。ただし、中学校在学中の選手は15歳以上であっても前項第2号を適用する。

4. 個人登録の受理及び個人登録料の徴収は、本協会が指定する機関が行い、本協会が登録を承認した時点で手続きは完了するものとする。

5. 個人登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、登録年度の途中で行った登録については、その登録を行った日が属する登録年度が終了するまで有効とする。

## [大会毎のチーム登録]

第5条 大会に出場しようとするチームは、大会毎に、チーム登録を行わなければならない

- い。
2. チーム登録の手続きは、本協会が指定する「フットサルチーム登録票」を提出し、所定の「チーム登録料」を納付することにより行う。ただし、チームに登録（追加登録を含む）される選手は、前条の個人登録を完了していなければならない。
  3. 大会の告知及び登録の受理（参加の受付）は本協会加盟団体が行い、本協会加盟団体が前項の手続きがすべて完了したことを確認した時点でチーム登録は有効となる。
  4. 「フットサルチーム登録票」は、次の2種類とし、いずれの場合もチーム代表者は満20歳以上でなければならない。
    - (1) 全日本大会用（本協会が主催する大会において使用する）
    - (2) 地域・都道府県協会・各種連盟主催（後援）大会用（上記以外の大会において使用する）
  5. 1チームあたりの「チーム登録料」は、次のとおりとする。
    - (1) 本協会が主催する大会（全日本大会）
      - ① 全日本フットサル選手権大会 3,000円
      - ② 全日本ユース（U-15）フットサル大会 1,000円
      - ③ 全日本少年フットサル大会 1,000円
    - (2) 本協会加盟団体が主催（後援）する大会 一律1,000円
  6. 本協会加盟団体は、前項各号に定める金額に、当該加盟団体の登録手数料を加算した金額で「フットサルチーム登録票」を頒布する。
  7. チーム登録の有効期間は、当該大会の期間中に限られる。
  8. 大会参加料は、別途、大会毎に定めるものとする。

#### [選手の変更]

- 第6条 本協会主催大会及び本協会加盟団体が主催（後援）する全ての大会において、チーム登録された選手を大会要項の認める範囲内で、後日変更（追加登録を含む。以下同じ）することができる。
2. 選手の変更は、本協会が定める「選手変更届け」により行う。
  3. 選手変更による追加登録料は徴収しない。

#### [改正]

- 第7条 本規程の改正は、本協会の理事会の決議に基づきこれを行う。

#### [施行]

- 第8条 本規程は、2012年4月1日から施行する。